

2020年度の帯広市立中学校の通学区域変更について

1. 通学区域の変更の趣旨

帯広市では、エリア・ファミリー構想による小中学校間の連携や、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく環境づくりなどを通して、教育活動の一層の充実に取り組んでおり、小中学校間の指導の連続性・系統性や、小中学校を通じた地域との協力関係の形成などの観点から、小学校と中学校の通学区域が整合していることが望ましいと考えています。

このため、一部の児童のみが異なる中学校へ進学する地域で、当面、適正規模の確保等の取り組みなどへの影響がないと見込まれる地域について、通学区域の見直しを行うものです。

なお、大規模な通学区域の見直しが必要となる地域については、今後、適正規模の確保等に関する取り組みや小中一貫教育の取り組み状況等に合わせて見直しを検討します。

2. 通学区域変更箇所

別図①および②の中学校の通学区域を「南町中学校」から「帯広第四中学校」へ変更します。

※別図①・・・西13条南27丁目、西13条南28丁目、西13条南29丁目、
西13条南30丁目

別図②・・・西12条南31丁目、西12条南32丁目

3. 実施時期

○2018年12月 「帯広市小、中学校通学区域規則」の一部改正

○2020年 4月1日 施行

通学区域の変更は、十分な周知期間（1年間）を設けて実施します。また、規則改正の施行前においても、希望があった場合は上記の趣旨を踏まえ、区域外通学許可申請により変更後の通学区域による通学を認めることとします。

4. 経過措置

2020年4月時点の小学1年生が中学校へ進学するまで、区域外通学許可申請により従来の中学校への進学を許可するものとし、許可期間は中学校卒業までとします。

なお、経過措置により兄弟が従来の中学校に在学している場合は、その弟妹についても当該校への区域外通学を卒業まで許可するものとし、

